

別表（Ⅵ）高等学校教諭一種免許状（公民）取得希望者の単位修得方法（昼間コース）

◎平成30年度入学者（※平成23年度以前入学者は取得できません。）

○免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目			備考
		授業科目	必修	選択	
日本国憲法	2	憲法・基礎Ⅰ 憲法・基礎Ⅱ	2 2		
体育	2	健康スポーツ a 健康スポーツ b 健康スポーツ c 健康スポーツ d 健康スポーツ e（水泳） 健康スポーツ f（スキーⅠ） 健康スポーツ g（スキーⅡ） 生活と健康		1 1 1 1 1 1 1	健康スポーツから1科目以上選択必修
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅰ A 英語Ⅰ B	1 1		
情報機器の操作	2	情報機器概論	2		

○教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		単位数	左記に対応する開設授業科目		備考	
科目	各科目に定める必要事項		授業科目	必修		選択
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2	教職論	2		
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育原理	2		
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		教育心理	2		
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		教育制度	2		
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	6	教育課程論	2		
	・各教科の指導法		社会科・公民科教育法Ⅰ 社会科・公民科教育法Ⅱ	2 2		
	・道徳の指導法					
	・特別活動の指導法		特別活動論	1		
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	4	生徒指導	2	進路指導を含む	
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2		
教育実習		3	事前・事後指導 教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ	1 2 2	2	※1
教職実践演習		2	教職実践演習（中・高）	2		
合計単位		23		26	2	26単位必修

## ○教科に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目			備考
		授業科目	必修	選択必修	
「法学(国際法を含む。), 政治学(国際政治を含む。)」		法学	2		
		国際法	4		
		行政法Ⅰ			4
		民法・基礎Ⅰ			2
		民法・基礎Ⅱ			2
		刑法Ⅰ			4
		憲法Ⅱ		4	
		行政法Ⅱ			4
		租税法			2
		民法Ⅱ			4
		民法Ⅲ			4
		民法Ⅳ			2
		刑法Ⅱ			2
		国際機構論			2
		商法Ⅰ			4
		商法Ⅱ			4
		商法Ⅲ			4
知的財産法			4		
労働法			4		
社会保障法			4		
国際経済法			4		
「社会学, 経済学(国際経済を含む。)」	20 単位	経済学入門Ⅰ	2		
		経済学入門Ⅱ	2		
		マクロ経済学		4	
		ミクロ経済学		4	
		経済史			2
		計量経済学			4
		経済データ解析論			4
		経済学史			4
		日本経済史			4
		外国経済史Ⅰ			4
		国際経済学	2		
		公共経済学			4
		労働経済学			4
		産業組織論			4
		金融論			4
		国際金融と世界経済			4
		現代ファイナンス理論			4
国際貿易理論			2		
国際マクロ経済学			4		
「哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学」		哲学		2	} 5科目から3科目選択必修
		倫理学		2	
		宗教学		2	
		心理学Ⅰ		2	
		心理学Ⅱ		2	
要修得単位	20		12	10	22 単位必修

## ○教科又は教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目			備考
	授業科目	単位数		
		必修	選択	
教科又は教職に関する科目	「教科に関する科目」 「教職に関する科目」 参照		16	最低修得単位を超えて修得した「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」について、併せて16単位以上修得すること。

備考：

- 「教職に関する科目」のうち、免許法施行規則に定める最低修得単位数(23単位)を超えて修得した単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位に含める。
- 「教職に関する科目」のうち「教育実習Ⅰ」は、「教科又は教職に関する科目」の単位として含めることができる(※1)。
- 「教科に関する科目」のうち「憲法Ⅱ」、「マクロ経済学」、「ミクロ経済学」は、いずれか1科目(4単位)を選択必修とする(※2)。
- 「教科に関する科目」のうち20単位を超えて修得した単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位として含める。
- 「教職に関する科目」のうち、別表(Ⅰ)～(Ⅵ)において重複して開設している授業科目については、それぞれの表において併用できる。
- 「免許法施行規則第66条の6に基づき本学が開設する科目」(※「情報機器概論」を除く)及び「教科に関する科目」は、それぞれ所属する学科の卒業所要単位と併用できる。